

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画企救丘二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	企救丘二丁目地区地区計画			
位 置	北九州市小倉南区企救丘二丁目地内			
面 積	約1.6ha			
地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心小倉駅前市街地の南約7キロメートルに位置し、北九州市ルネッサンス構想に基づく東部郊外型住宅ゾーンに当たる。</p> <p>都市モノレール小倉線の企救丘停留所に隣接し、当地区の西側から南側にかけては、中高層住宅の整備が完了しており、交通至便のよい当地区において中高層住宅地の整備がされようとしている。</p> <p>そこで、本地区計画は、中高層住宅地として適正な制限を定め、良好な市街地環境を形成することを目標とする。</p>			
保全に関する方針	土地利用の方針	周辺環境との調和と融合を考慮し、中高層住宅地として土地利用を図り、良好な居住環境を維持する。		
	地区施設の整備の方針	歩道、緑地、遊歩道等を適正に配置し豊かなコミュニティー空間形成を図る。		
	建築物等の整備の方針	建築物等の高さの制限及び周辺道路からの適正な壁面後退等により空地を確保し、ゆとりある街づくりを図る。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	歩 道	幅員 2.5m 延長 約350m	
			幅員 1.5m 延長 約170m	
		遊歩道	幅員 4.0m 延長 約 75m	
		緑 地	約1,740㎡	
	建築物等に関する事項	地区の区分	A地区	B地区
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	20/10	15/10
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、2.5m～5.0m以上とする。	
		建築物等の高さの最高限度	25m	20m

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

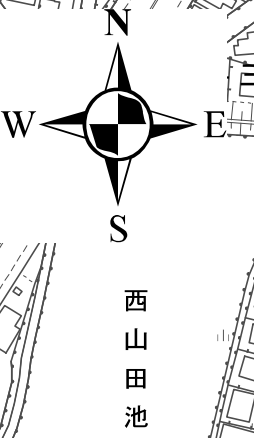
理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

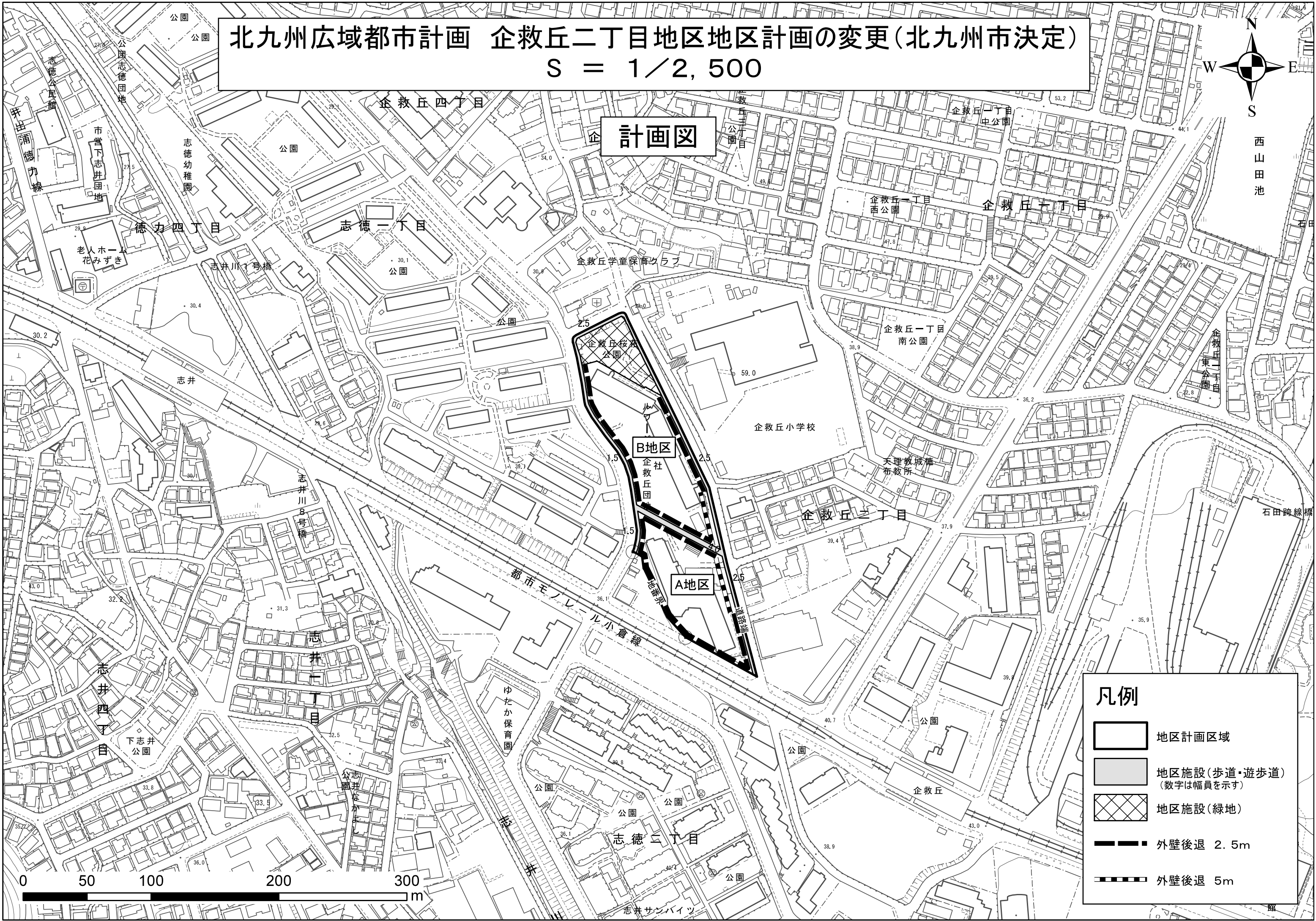
当初：平成3年12月11日告示 第433号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

# 北九州広域都市計画 企救丘二丁目地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500



## 計画図



### 凡例

- 地区計画区域
- 地区施設(歩道・遊歩道)  
(数字は幅員を示す)
- 地区施設(緑地)
- 外壁後退 2.5m
- 外壁後退 5m